

「さんぱいチェック」（さんぱい適正処理・3R推進事業場認定制度） を使ってみませんか？



制度のあらまし

産業廃棄物（さんぱい）を排出する事業者のみなさまには...

- ◆ さんぱいを適正に処理すること
- ◆ 廃棄物の3R（発生抑制、リデュース再使用、リユース再生利用）や、環境負荷の低減に向けた取組などが、法的・社会的な責任を果たすためにますます重要になってきています。

↓ そのためには...

「基本的な取組ができているか定期的に点検し、改善いただくことが重要」

です！



↓ そこで京都市では...

「さんぱい適正処理・3R推進事業場認定制度」で事業場の皆様の取組を支援します！

御利用の流れ

STEP 1 チェックシートを使って自己点検・改善

STEP 2 推進事業場の認定を申請

不適正な処理が行われ
ないようにしよう！
処理業者が不法投棄を
した場合でも、排出元の
責任を問われることがあ
るよ！



SANPAI(さんぱい)キャラクターズ キクズン

STEP 1 チェックシートを使って自己チェック！

さんぱいの処理には様々なルールがあります。排出するさんぱいの種類に応じて、関係するチェックシート※を使って点検してみましょう！

シートの種類	チェックシートの内容	対象事業場
基本シート	産業廃棄物の保管及び処理などの基準を守れているかを確認します	<u>全事業場</u>
追加シート①	特別管理産業廃棄物に関する基準を守れているかを確認します	<u>該当する事業場</u>
追加シート②	自社で産業廃棄物を運搬するときの基準を守れているかを確認します	<u>該当する事業場</u>
3Rシート	3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組ができているかを確認します	<u>全事業場</u>
プラシート	プラスチックに係る資源循環の促進に向けた取組ができているかを確認します	<u>全事業場</u>

※ チェックシートは京都市のホームページからダウンロードできます。→

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000273444.html>)

または

京都市 さんぱいチェック

検索



STEP 2 推進事業場の認定を申請しましょう！

STEP 1のチェックシートを用いたチェックの結果、認定基準を満たしていたら、推進事業場の認定を申請しましょう！

<認定基準>

- 基本シート、追加シート①②（該当事業場のみ）の**全項目**に該当
- 3Rシート、プラシートの**各区分の1項目以上**に該当

～ 認定までの流れ ～

1 推進事業場の認定を申請

- ① 申請受付期間 **9月30日**まで
- ② 申請条件（申請できる事業場）
 - ・ 直近3年度分の産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書を京都市に提出していること（電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センターによる報告があること。）。
 - ・ 直近3年度のマニフェストの平均交付枚数（登録回数）が**12枚（回）**以上であること。
- ③ 提出書類
 - ・ 申請書（**京都市のホームページからダウンロード**）⇒
 - ・ 自己チェック後の**チェックシート**
 - ・ **現況写真**等

SANPAI(さんぱい)キャラクターズ
ボトルネコ&キャッツDI



- ④ 提出方法
下記の提出先に電子メール又は郵送（持参でも可）



2 実地調査

市の職員が事業場を訪問し、自己チェックの結果を確認します（9月～12月頃）。

認定を受けると、認定証がもらえて
市のホームページでも紹介されます！

3 審査・認定

調査結果に基づいて認定の可否を審査し、結果をお知らせします（1月頃）。
認定された事業場をHPでご紹介するとともに、認定証を授与します。
さらに、認定回数が3回以上になれば**シルバー認定（有効期間2年）**に、
シルバー認定を3回連続で受けられると**ゴールド認定（有効期間3年）**
になります！ぜひ継続的な取組をお願いします！



（提出・問合せ先）

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
電話：075-222-3957 ファックス：075-221-6550
Eメール：hic@city.kyoto.lg.jp

